

令和7年度事業計画

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持し、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備することを目的とする高齢者雇用安定法の改正（令和3年4月）により、事業所における定年65歳の義務化と70歳までの就業機会確保の努力義務化がなされてから4年が経過しようとしています。シルバー人材センター事業は、その目的において、同様に重要な役割を担うものである一方、新型コロナウイルス感染症の影響や雇用延長の煽り^{あお}を受けて、近年、会員数の減少及び新規入会者を含む会員の高齢化が生じるという状況に直面することとなりました。

こうした中、令和5年10月からの消費税のインボイス制度の施行、令和6年11月からの「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス法）の施行などがシルバー人材センター事業へ与える影響に適切に対応するため、当センターにおいては、令和7年4月からの「包括的契約方式」への移行とこれに伴う会計方式の大幅な変更にも着手したところであり、また、会員数の減少傾向の底打ちも不透明な状況において、会員の高齢化や就業希望の変化にも対応しつつ、さらなる就業機会の確保と安全・適正就業に努めていかなければなりません。

さらに、公益法人が社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行うとともに、自律的な経営判断や透明性が高い仕組みへと見直すため、公益認定法等の改正により、令和7年4月からは、順次、新たな公益法人制度が始まるなど、シルバー人材センター事業は大きな転換期を迎えています。

こうした変化に適切かつ柔軟に対応しつつ、シルバー人材センターの「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、引き続き、会員・役職員が一丸となって、地域の活性化に貢献する公益社団法人としての機能を果たし、シルバー人材センター事業を将来に向けて持続的に発展させていくための着実な取り組みを推進します。

1 基本方針

- （1）安全・適正就業を推進する（安全・適正就業の推進）
- （2）就業機会を確保・拡充する（就業機会の確保・拡充）
- （3）会員を増強するとともに、普及啓発を促進する（会員の増強と普及啓発の促進）

(4) 組織体制と法人運営基盤を確立する（組織体制・法人運営基盤の確立）

2 事業計画

(1) 安全・適正就業の推進

- ア 就業中の重篤事故やその他の傷害事故の発生を防止するため、ヘルメットをはじめとする安全用具の普及と定着を促進するとともに、安全・適正就業委員会を中心として安全パトロール等を実施します。
- イ 技能講習会や職群会議等を通じて、安全な作業のための知識・技能の習得や安全就業の意識を啓発し、車両事故を含む事故防止、安全用具の普及・促進、第三者損害賠償事故の抑制を推進します。
- ウ 高年齢化に伴う体力の維持・増進や年1回の健康診断や健康管理について、会報等を通じ、会員の自己管理と健診受診を促し、就業の継続と就業上の事故防止につながるよう努めます。
- エ 「安全就業」が就業の基礎であることを共通認識として、過重労働を回避するとともに、猛暑時の就業抑制、長時間就業の是正などにより、就業の安全確保と適正就業を推進します。

(2) 就業機会の確保・拡充

- ア 会員の就業希望の変化に対応し、事業所が必要とし、かつ、シルバー就業に適する仕事の掘り起こしをするなど、シルバー派遣による受注の拡大により、多様な就業機会の確保を図ります。
- イ 行政需要の変化に伴う公共分野における受注機会の確保と拡充を図ります。
- ウ 入会者の早期の就業を促進するとともに、未就業会員の就業希望に応じた仕事のマッチングやワークシェアリング（就業の分け合い）を推進するなど、会員の就業率の向上に努めます。
- エ 発注者や地域社会に必要とされる仕事の需要に応じた受注が可能となるよう、受注ギャップのある就業分野に重点をおいた会員募集や技能講習等を通じて必要な技能を有する会員の確保・増強を図ります。
- オ 適切な収支の均衡による持続可能な就業と事業運営の観点を踏まえつつ、新たな事業による就業機会の開拓に努めます。

(3) 会員の増強と普及啓発の促進

- ア 全国シルバー人材センター事業協会の「新たな会員拡大に向けた指針」

に基づく当センターの会員数の純増目標数（令和 12 年度末 874 人、対令和 5 年度末純増数 113 人（未確定値））に向けて、センター事業の充実と会員満足度の向上をベースとする好循環により、会員数の維持・増加に努めます。

イ 入会説明会や入会相談会の実施、女性をターゲットとした入会活動、会員 1 人 1 会員勧誘活動の推進などにより、新規会員の増加に努めます。

ウ サークル活動の支援やポイントカード制度の活用等により、就業のみならず、サークル活動やボランティア活動の充実と活性化を図るとともに、会員相互の交流機会の拡充を通じて会員の退会抑制とセンターの P R を推進します。

エ センターホームページの充実、焼津市広報への掲載、その他の広報手段の活用により、センター事業と会員募集の情報発信をし、普及啓発を推進します。

（４）組織体制・法人運営基盤の確立

ア フリーランス法の施行に伴う請負・委任契約の「包括的契約方式」への移行とこれに伴う会計方式の変更について、発注者等の理解と協力を得つつ、契約関連事務及び会計事務の移行等を円滑かつ適正に遂行します。

イ 会員クラウド（スマートフォン経由の情報連絡・共有システム）の普及と利活用を促進するとともに、センター業務におけるデジタル化を推進し、フリーランス法の施行に伴う手続に対応するとともに、会員及び発注者の利便性の向上と業務の効率化を図ります。

ウ 公益認定法等の改正による新たな公益法人制度における収支相償原則の見直し（中期的収支均衡）、法人組織の自律的ガバナンスの充実（外部理事・外部監事の導入）、会計区分・会計基準の変更等への対応の準備を進め、公益法人制度改革に適切かつ的確に対応します。

エ 引き続き、口座未入金事案の解決に取り組むとともに、会計処理の改善や再発防止策を徹底し、適正な事務処理体制を推進します。

オ 老朽化し手狭となっている事務所の移転問題について、将来に向けてセンター業務の運営基盤の持続的な発展が可能となるよう、検討を進めます。